

嶺北消防組合(管轄エリア：あわら市・坂井市)では、言葉や聴覚が不自由な方が火災や体調が悪くなった時に、消防へ緊急通報する手段としてFAXやメールを使用して通報するシステムが利用できます。

このシステムをご利用になるためには、事前に登録が必要です。下記の方法のいずれかで申込みしてください。

申込み方法

①登録申込書をダウンロードして、嶺北消防本部宛てにメール又はFAXで送付する。

●申込書：[word](#) [PDF](#)

嶺北消防本部
・メールアドレス shirei@reihoku-fd.jp
・FAX 51-0653

(問合せ：坂井市春江町随応寺 17-10 (0776) 51-0119)

②あわら市・坂井市の社会福祉担当課に申請用紙等がありますので、お問い合わせ下さい。

③あわら市・坂井市の社会福祉協議会に申請用紙等がありますので、お問い合わせ下さい。

※NET 119とは別システムとなります。

※この通報システムは言葉や聴覚が不自由な方を対象としておりますので、一般の方の登録はできません。

※登録された個人情報は本システム運用の範囲内で取り扱いします。
また、登録された個人情報を、同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供いたしません。

通報の例

例1 救急車要請の場合

